⑵　新たに財産が発見された場合の処理
平成24年11月14日以降、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、清算株式会社は、これをすみやかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙３―３「協定債権権利変更表」中の「協定債権額」欄記載の額の割合に応じて弁済する。この場合、協定債権者が、第３の規定に基づき行った債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失うものとする。
⑶　端数の処理
前号の場合の免除額に１円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てる。
⑷　弁済場所、費用等
第⑵号の場合の弁済は、協定債権者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。振込費用は清算株式会社の負担とする。口座を指定しない協定債権者に対する弁済は、清算株式会社所在地において行う。
（別紙省略）

東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第２０５５号

東京都千代田区丸の内１―７―12サピアタワー14Ｆ弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
清算株式会社　築港街不動産管理株式会社
代表清算人　遠藤　淑子

１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　清算株式会社の資産及び負債の状況
１　貸借対照表及び財産目録
清算株式会社は、特別清算の開始決定以降、資産の換価、担保権者への弁済、清算手続費用及び公租公課等の支払等を進めている。
平成24年11月13日現在における、清算株式会社の資産及び負債の状況は、別紙１―１「清算財産目録(平成24年11月13日現在)」に記載のとおりである。
２　協定債権者
協定債権者及びその債権額（未払利息・遅延損害金を除く。)は、別紙１―１「清算財産目録（平成24年11月13日現在)」に記載のとおりである。
第２　株式会社企業再生支援機構手続における事業再生計画等
１　株式会社企業再生支援機構手続における事業再生計画
株式会社企業再生支援機構手続における事業再生計画（以下「本件事業再生計画」という。)において、協定債権者からの金融支援､及び協定債権者への弁済については、以下のように記載されている。
⑴　金融支援依頼の対象となる債権
金融支援依頼の対象となる債権（以下「対象債権」という。)は､金融債権者が、平成23年12月22日現在において清算株式会社に対して有する全ての債権。
これについては､保全債権(丙１債権)、非保全債権（丁債権及び免責的債務引受対象債権）に分けられる。
⑵　金融支援の額及び方法
①　保全債権
保全の目的となっている資産を換価して弁済する。
いわゆる処分連動方式で、売却代金から処分費用を控除した残額を弁済する。
②　非保全債権
清算手続費用及び公租公課等の対象債権以外の債務への弁済後の残額を原資として、特別清算手続において、非保全債権残高プロラタにて弁済する。
２　特別清算の開始決定以降の事情等
特別清算の開始決定以降、保全の目的となっている資産は、すべて換価され、担保権者に弁済されている。また、その他の資産も、すべて換価完了済みである。
他方、清算株式会社から株式会社ディメールへの吸収分割にかかる吸収分割契約書にも記載のとおり、清算手続費用及び公租公課等の対象債権以外への債務への弁済原資以外の金員は、清算株式会社には残されず、特別清算の開始決定以降も、清算株式会社の資産が本件事業再生計画における評価を大きく超えて換価できた等の特段の事情はない。
以上に述べたところから、本件事業再生計画に従って、第３に述べるとおり､また、特別清算手続に先立ち開催した債権者説明会でも説明したとおり、非保全債権についてその全額の免除を受けるものとする。
なお、上記の免除の効力は、保証人・物上保証人に対する権利に影響を及ぼさない（会社法571条２項)。
第３　協定債権者の権利の変更等
１　権利の変更の一般的基準
本協定の認可決定が確定した日に、元本及び未払利息・遅延損害金の全額につき免除を受ける。
２　個別条項
協定債権の変更前の権利内容（ただし、未払利息・遅延損害金は表示していない。)は別紙３―２「協定債権権利変更表」中の「協定債権額」欄記載のとおりであり、本協定の認可決定が確定した日に、同「免除額」欄記載の額につき免除を受ける。
３　その他の事項
⑴　清算条項
清算株式会社及び協定債権者は、本協定案に定めるもののほか、他に互いに何らの債権債務を有しないことを相互に確認する。
⑵　新たに財産が発見された場合の処理
平成24年11月14日以降、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、清算株式会社は、これをすみやかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙３―２「協定債権権利変更表」中の「協定債権額」欄記載の額の割合に応じて弁済する。この場合、協定債権者が、第３の規定に基づき行った債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失うものとする。
⑶　端数の処理
前号の場合の免除額に１円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てる。
⑷　弁済場所、費用等
第⑵号の場合の弁済は、協定債権者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。振込費用は清算株式会社の負担とする。口座を指定しない協定債権者に対する弁済は、清算株式会社所在地において行う。
（別紙省略）

東京地方裁判所民事第８部

更生計画認可

平成２４年（ミ）第２号

北海道苫小牧市字美沢114番地１
更生会社　美々リゾート開発株式会社

１　決定年月日　平成24年12月19日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨
第１　更生手続開始に至った事情（省略）
第２　更生計画の概要（要旨）
１　スポンサーによる再建
本更生手続開始申立は、いったんは棄却されたが、その抗告審において、株式会社アイランドゴルフ（以下､「アイランドゴルフ」という。)がスポンサー候補として登場し、再建の見込みが生まれたことから、本開始決定に至った。同社の存在と支援なくしては、更生会社の再建はありえない状況である。本件スポンサー契約に基づき、アイランドゴルフが更生会社の経営権を取得する内容とする。
２　会員の権利について
⑴　はじめに
本件ゴルフ場は､「北海道屈指の名門ゴルフ場」と呼称されてきた。しかし、一連の倒産手続に至った経営不振からか、十分なコース管理が行き届いていない。本件ゴルフ場を「名門コース」と呼ぶにふさわしい状況に回復させるには、高額な費用を要することが見込まれる。更生会社としては、限られた財源の中、本件ゴルフ場の価値増加を主眼に検討し、会員の要請に応えていく。
⑵　プレー権
会員のプレー権（会員料金でプレーでき、本件ゴルフ場主催のゴルフ競技会に参加できる等の権利をいう。以下同様である）の確保を図る。
⑶　預託金債権
本件ゴルフ場の劣化が著しいこと、ゴルフ場をめぐる環境が厳しいこと、さらに今般の一連の倒産手続により経営が大きなダメージを受けたこと等から、大幅な免除を求めざるを得ない。会員契約の継続を選択する預託金債権者については配当率を５パーセント、退会を選択する預託金債権者及び既に退会している預託金債権者については配当率を４パーセントとする。上記配当率はいずれも破産配当率の想定値を上回るものである。